

平成28年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月8日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第38

一般質問

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君
経済部技監	内野清一君	総務課長	舟木淳次君
企画課長	佐藤祐治君	財政課長	大堀聡君
保健福祉課長	小谷英充君	生田原総合支所長	平間敏春君

《平成28年9月8日》

丸瀬布総合支所長	只野博之君	白滝総合支所長	村上裕和君
会計管理者	荒井正教君	教育長	河原英男君
教育部長	小野寺健君	総務課長	大貫雅英君
監査委員事務局長	伯谷和昭君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	河本伸二君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

《平成28年9月8日》

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩澤議員、竹中議員を指名します。

◎日程第38 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第38 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） ー登壇ー

通告書に従って、3点について伺います。

一つ目は、子どもの貧困問題とその対策についてです。

2012年の国内の子どもの貧困率は16.3%、6人に1人に達しています。非正規雇用の拡大、賃金の抑制、年金の引き下げなど、国民全体に悪化する貧困問題の解決は言うまでもないですが、貧困を次世代に連鎖させないという点で、子どもの貧困を打開することは待ったなしの課題です。2013年に成立した子どもの貧困対策推進法は、事態打開の一步となるものですが、その具体化は進んでいません。遠軽町としても、子どもの貧困問題は避けて通れない課題だと考えますが、この問題に対する町長の認識を伺うとともに、具体的な子どもの貧困対策として次の点について伺います。

学びたい学生に給付型奨学金を。

今、日本の大学学費の初年度納入金は、国立で83万円、私立は文系115万円、理系150万円となっています。子どものいる世帯の平均所得は、1996年と比べて2013年には約100万円も減少しているにもかかわらず、大学の納付金は10万円増えています。道内で奨学金を受けている大学生の割合は、全国平均より9ポイント高い47.7%に上っています。その多くの学生が、300万円以上もの借金を背負って社会に出ます。しかし、正規社員の道は限られ、奨学金の返済を滞納せざるを得ない人が8人に1人に達しています。本来、若者の夢と希望を後押しすべき奨学金が若者の人生を狂わせるような結果をもたらしています。多くの学生がお金を借りなければ学べないのが現実です。遠軽の若者の夢と希望を育むためにも、その一つの方策として、返済が不要な給付型奨学金の

実施が必要だと考えます。既に実施している自治体もあります。遠軽町でも実施に向けた検討をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目は、災害時の高齢者など、避難に援護が必要な人の対策についてです。

今年4月14日に発生した熊本県の地震では、震度7が二度も発生し、死者49人など、大きな被害をもたらしました。このたびの台風10号ほか、つながった台風による遠軽町の被害も甚大なものがありますが、岩手県岩泉町では高齢者グループホームで9名の方が犠牲になりました。改めて、日本は地震大国として、また、自然災害の恐ろしさに対して認識を新たにして、これらの災害の教訓に学ぶ必要があると考えます。熊本地震でも、今回の台風でも、高齢者や障がい者の避難に課題が見られました。そこで、私は、自分たちで何ができるのかを考えて、改めてまちの防災計画を見直しました。遠軽町地域防災計画には、第9節、災害時要援護者対策計画があります。この計画には、災害時の避難に援護が必要な人として、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等とあります。そこで、次の点について伺います。

1点目は、高齢者というのはどのような人たちのことなのか。

2点目に、災害時要援護者の実態把握で要援護者のリストを作成するとありますが、リストを作成しているのかどうか。また、それはどのように活用されるのかを伺います。

三つ目は、自衛隊存置政策の推進についてですが、町長は施政執行方針で、遠軽町のまちづくりとして陸上自衛隊遠軽駐屯地の存置活動について、関係団体と連携を図り積極的に取り組むとしています。専守防衛の基本理念のもとでの存置活動は、隊区内の防衛、防災はもとより、地域経済の活性化などが、いわゆる町の公益と考えてきたからだと思えます。そこで、次の2点について伺います。

1点目、今年度の存置活動の所管は新設された総務部危機対策室ですが、どのような取り組みを計画し、そのための予算の執行状況はどうか。

2点目、平成27年第4回定例会において自衛隊遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきという総務・文教常任委員会所管事務報告を受けて、執行機関である町は意思決定の過程を含めてどのような対応をされたのかを伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

私のほうからは、岩澤議員質問の2番目の、災害時の高齢者など避難に援護が必要な人の対策についてからお答えいたします。

その中の1点目の、高齢者というのはどのような人かの御質問についてお答えします。

本町におきましては、遠軽町地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成しております。この中において、高齢者という人は75歳以上の単身高齢者となっております。

2点目の、災害時要援護者の実態把握で要援護者のリストを作成するとありますが、リストは作成しているのかどうか、それはどのように活用されるのかの質問についてお答え

します。

1点目の御質問の際にお答えしたとおり、名簿は作成しております。また、どのように活用されるのかについては、災害対策基本法では、災害が発生又は発生の恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命、また財産を災害から守るため、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿を提供することができるとされており、災害時には、消防、警察等の防災関係機関及び民生委員、社会福祉協議会、自治会等の避難支援者等関係者に名簿を提供し、避難行動を行うことができます。しかしながら、平常時の避難支援者等関係者への名簿情報提供については避難行動要支援者の同意が必要であることから、現在、該当者の同意を得てから、民生委員、社会福祉協議会、自治会等の避難支援者の協力を得ながら避難行動要支援者に対する個別計画策定の準備を進めております。

次に、三つ目の自衛隊存置政策の推進についてであります。

1点目の、今年度の存置活動の所管は新設された総務部危機対策室ですが、どのような取り組みを計画し、そのための予算の執行状況はどうかの御質問についてお答えします。

本年度4月1日から総務部に危機対策室を設置し、事務分掌につきましては、危機対策の総合調整に関する事、国民保護法に関する事、地域防災計画に関する事、自衛隊の存置及び連絡調整に関する事、自衛官募集に関する事、自衛隊関係団体の連絡調整に関する事を担当しております。この中で、申すまでもなく、遠軽駐屯地は、防衛警備、防災はもとより、経済効果、教育、医療、福祉など、あらゆる分野において公益を与えるとともに、各種イベントの協力など、まちづくりに欠かせない存在となっております。このため、遠軽駐屯地存置期成会及び協力諸団体と連携し、駐屯地存置・増強に関する要望活動を遠軽駐屯地、第2師団司令部、北部方面総監部、防衛省などに対し行うよう計画しております。また、要望活動などを実施するため278万8,000円の予算を計上しており、8月末の執行状況は93.3%に当たる約260万円を執行しております。

2点目の、平成27年度第4回定例会において自衛隊遠軽駐屯地存続に係わる部隊増強の要望活動を展開すべきという総務・文教常任委員会所管事務報告を受けて、どのような対応をしたのかの質問についてお答えします。

本年度は、行政報告でも申し上げましたが、北海道における自衛隊の充足率向上、体制の強化等、自衛隊協力諸団体の皆さんと、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会主催の北海道の自衛隊を支える中央大会に参加したほか、10月、11月には、昨年度同様に存置期成会の役員とともに遠軽駐屯地、第2師団司令部、北部方面総監部、防衛省などに対して、駐屯地の増強など独自の要望活動を予定しており、この活動は長年にわたり続けているものであります。また、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や北海道基地協議会、第2師団管内の各自治体と連携し、要望活動を展開しております。今後も存置期成会や関係団体と連携し、積極的に活動を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

《平成28年9月8日》

○教育長（河原英男君）　－登壇－

岩澤議員の、学びたい学生に給付型奨学金をという御質問にお答えいたします。

現在の奨学資金制度は、子どもたちの教育を受ける機会を均等に提供する制度でありまして、この趣旨に対しまして御理解をいただいた多くの方々や企業等から御寄附のもとに、遠軽町奨学資金貸付基金を設置し運営を行ってきております。遠軽町に住所を有する者の子弟等で、身体健康で学力優秀及び性向善良でありながら、学資の支弁が困難な者を貸付の対象者としております。高等学校では月額1万円、高等専門学校及び専修学校で月額3万2,000円、大学以上で月額4万4,000円を、正規の修学年数の期間を無利子で貸し付けるもので、償還につきましては、貸付期間終了後1年を経過したのち、7年以内で償還をしてもらう制度として、今後も可能な限り、当初の趣旨を忘れることなく運営してまいりたいと考えております。したがって、現在のところ、給付型奨学金の実施の考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（前田篤秀君）　岩澤議員。

○9番（岩澤武征君）　1点目について再質問をいたしますが、平成27年度の遠軽町基金運用状況審査意見書では、この奨学金、貸付基金についてはこういうふうに記載されています。大いに活用されているが、若年層の雇用の不安定さや所得の減少等により未償還額が増加傾向にあるので、今後の対策が必要であると。返されていないお金が多いので対策をせよという意見なのですが、この未償還額、本来は返さなければならない奨学金、返すことができないでいる人というのは、人数はどのぐらいなのでしょう。

○議長（前田篤秀君）　大貫総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君）　ただいまの御質問にお答えいたします。償還をしているというか、償還を必要としている人数ということでよろしかったでしょうか。（「未償還の人の人数です、お金をなかなか予定どおりに返されていない方ということです」と呼ぶ者あり）

済みません、いわゆる滞納となった方ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

申し訳ありません。現在ですけれども、滞納、1か月からも含めまして三十五、六名というところでございます。

○議長（前田篤秀君）　岩澤議員。

○9番（岩澤武征君）　継続も含めて、償還をしなければならない人の人数はどのぐらいですか、全体の人数は。

○議長（前田篤秀君）　大貫総務課長。

○教育部総務課長（大貫雅英君）　平成28年度から償還の対象となった方を含めまして、今現在で121人の方が償還をしている状況でございます。

○議長（前田篤秀君）　岩澤議員。

○9番（岩澤武征君）　未償還額も1,433万円と、かなりの金額になっていますね。

何らかの理由で、返さなければならないお金を返せないでいる人たちがかなりの割合でいるということだと思のです。それは個人の責任もあるし世帯の責任もあると思のですけれども、全国的に見ても、教育費の問題では、一般的にですが、高校入学から大学卒業までの教育費というのは、子ども1人で1,445万円かかると言われているのですよね。年収200万円から400万円の家庭では、家計に占める割合が4割にもなるということで、家族も含めて、この償還もかなり厳しいのだろうなという現実があるということだと思のです。もちろん、いきなりこういう人たちに免除するとか全額給付とかという形にはならないとは思いますが、さまざまな要件を工夫して、この給付型の奨学金、これらをやっている自治体もあるわけですので、そういう自治体に学んで、実施する意思はないと先ほど答弁ありましたけれども、そういうことについて財源も含めて研究するというか、検討するということについてはいかがですか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺教育部長。

○教育部長（小野寺 健君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

議員が通告書でお書きになられております子どもの貧困に関して、国のほうで2013年に子どもの貧困対策推進法が制定されてございます。この法律の中では、貧困の状況にある子どもの生活環境の整備と教育の機会均等を図るということで、国がその責務を負うと。さらに、地方公共団体は国と協力して共に責務を負うと。次に、国の中で、政府は大綱を作って都道府県と共に実施するのですよと、都道府県が計画を作って実施をするのですということを明記されてございます。この大綱の中で、当然、普通教育と高等教育というように明確に分かれておりまして、特に普通教育に関しては、義務教育を除いて高等学校などの、議員がおっしゃるように、修学の給付型というところまで話は及んでおりません。高校を卒業した後の上級学校と申しますか、高等教育については、この大綱の中で、それから、既に実施をしている全国の都道府県の中の計画においても、議員の通告書の1番にありますとおりに、学費の部分のところでの免除、財源についても国が責務を持っておりますので、国と都道府県で、実際に必要な方に対して実際に必要なサービスを、学校側を窓口にして教育の面ではやられているという実態がございまして、この2013年のこの法律が今後全国的に広がっていくといった側面がございまして、その場合には、市町村の立場といたしましては、国と都道府県の実施の状態を通常業務の中で情報を獲得しながら見ていき、自分たちの制度が、その後どのように補完できるのか、まだまだ先の状況になろうかと思しますので、教育長が最初に答弁した内容で私のほうの返答は終わらせていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 確かに県の段階で実施されているところがあります。沖縄県でも、貧困対策として来年度から実施ということで決まっているようです。そのほかにも自治体でやっておりますが、今の話だと、国と県がやらないと、町村としては協力のしようがないというようなお話だったようなのですが、本当に近い将来を考えても、例えば、こ

の厚生病院の問題でも、10年前、11年前ですか、合併時には、まさか厚生病院の産婦人科がなくなるなんていうのは誰も予想しなかったと思うのですけれども、時代の流れでこういうことになっています。この問題についても、これは日本の国の政策の貧困さはもちろんあるのですけれども、教育政策の、教育予算の少なさは諸外国に比べても圧倒的に少ないのですが、国がとか、道とか、それがやっているのを待つまでもなく、先進として町村としても先駆けてやるということについては、僕は誰も否定しないと思うのです。いずれにしても、この問題は次世代の問題、それから、社会を継続するための将来の投資と考えるべき問題ではないかなというふうに考えるのですが、現状、これだけの人たちが未償還でいるということについてはどういうふうに見えていますか。

○議長（前田篤秀君） 小野寺教育部長。

○教育部長（小野寺 健君） その前に、通告書にありますとおり、遅々として進まないという言葉でしたか、そのような言葉になろうかと思いますが、先ほどから言っているこの制度自体は、国のほうで、このように、高校生など奨学給付金というチラシを、これは都道府県向けなのですが、出しております、実際には、北海道教育委員会については平成26年度の入学者を対象にして公立高校などへの奨学金の給付制度、これを実際に北海道はやられております。現在のところの実績といたしましては、平成27年度の支給実績として、道立の高校分として支給者に給付額、1万723名に対して給付制度が、先ほど言っているこの法律をもとにして、法律の制度の枠の中で実施がされております。先ほど言いましたとおりに、議員がおっしゃる、高校などを卒業した後の部分の教育についてのサポート、その部分についても、先ほど言いましたとおりに、法律の中に、大綱の中にうたわれているものでございます。逐次そういったものについては、先ほども答弁いたしましたとおりに、国と地方自治体が、都道府県が、そういった計画を目前に作ろうとしておりますので、まちとしての議員のおっしゃる意味合いはよくわかりますけれども、そのところに重複するという部分のところも出てきますし、それよりも何よりも、対象者をどのような方を対象にするのかという絞り込みが必要であろうと思います。議員の質問の部分で言うと、我がまちの基金につきましては、奨学金につきましては、教育長の答弁にありましたとおりに、多くの個人の方、企業の方の御融資で成り立っておりますので、これを給付型に安易にするということになると、制度のつくり自体がそのように対応されておられませんので、設計されていませんので、瞬く間に破綻するという形になってしまいます。軽々しくこちらのここの場で、実施します、実施しませんというような御答弁は、今言いましたようなお金に関する制度に関してもできないところでございます。また、重複しますけれども、国、都道府県の、北海道の今後の出方に応じては、制度の設計自体が変わってくるという大きな要素もございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 話はよくわかりませんが、研究することは可能だと思います。それと、原資についても、資金についても、いろいろまちとしてどうするかということ全体

として考えていけば、その辺のことは十分対応できることもあるのではないかと。あとは、全額やるというのではなくて、例えば宇都宮市では、大学入学者の10人を対象にして月2万円だけというようなくあいに、全額ではなくて一部分を給付型にするというようなこともありますから、そういう実施している自治体の、道内で言えば千歳とか石狩市とか、管内では北見市が実施しているというふうに聞きました。具体的な中身は承知していませんが、どういうふうな形でやられているかということぐらいは、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。この件については終わります。

災害時の高齢者の避難ということで、先ほどの答弁で、75歳以上ということでした。75歳以上の方全てということでしょうか。例えば障がいがあるとか、それから施設に入っているとか、あるいは要介護が何以上とか、そういう規定はなくて、全て75歳以上ということでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 今の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

75歳以上の単身高齢者という形で考えております。そのほかに、身体障がい者ですとか知的障がい者等々ございますけれども、先ほどの御答弁の中で言っているのは75歳以上の単身高齢者という形でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） わかりました。単身者で75歳以上であれば、その対象になっているということですね。本人はそのことは理解しているのでしょうか。うちの町内会にも何名かおりますが、うちの町内で話しても、よくその辺のことは理解されていないように思うのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 先ほど町長の答弁にもございましたけれども、現在、洗い出しは全て終わってございますけれども、実際、災害等が起きた場合につきましては、本人の同意なしに支援行動ができるのですけれども、平常時の場合につきましては同意が必要だという形でございますので、現在その辺の準備をしてございまして、今後、対象者におきまして御連絡を申し上げて、その同意書、同意を得てから進めていくような形で考えてございますので、うちのほうで把握している分について、まだ皆さんのほうに、こういうことがありますからという御連絡は行っておりませんので、御理解願えればと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 今回の台風で、いつ何どき、どんなことが起こるかわからないなという、うちの町内会の集まりでそういう話になりました。これまでは、遠軽町は災害はないと、あっても、雨が降る、あるいは、ひよっとしたら瞰望岩が崩れるぐらいかなと、そういうときには西町1丁目は潰れるかなというようなぐらひの話で、余り、災害が起こるといふ認識はなかったのですが、このたびの台風、連続した台風の被害で、やっぱりこれは雨の降り方も尋常ではないと、いつどうなるかわからんということ、認識を新た

にしたことは確かなのです。だからそういう意味で、できるだけ早くそういう人たちにも、普段から、誰が来ますよと、いざというときには誰が来ますよというあたりもきちんと知らせておかないと、いざというときに、その人たちがきちんと動いてくれるかどうかということもちょっと疑問なのですよね。私たちの中で、民生委員をやられている方もいるのですが、何かのときに行ったときに、お年寄りに、もう来ないでくれと断られたというようなことも実際にあるようです。ですから、事前に、こういうときには誰々が来ますというようなことをやっぱり早目に知らせておくことは絶対大事なことだと思うのですよね。それが救助活動の第一歩だと思うので、できるだけ早く、あるいは、先ほどの答弁では自治会を通してということもあります。そういうことも含めて、できるだけ早く対策をしておくということが必要だろうなというふうに思います。

今回の災害で被害に遭った市町村では、職員が忙しくて手が回らなかったというようなことだとか、避難指示が出ていなかったとか、そういうことがありましたよね。やっぱり関係する皆さんは、いざこういうことが起こると大変だと思います、忙しくて。ですから、事前につながりを持って、自治会なり地域の人たちとも連携しながら、ぜひ犠牲者が出ないような体制をきちんととってほしいなという思いをしていますが、いつごろまでにその辺のことはきちんと整備できますか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 今、議員が言われたような形で、今回、北海道に三つの台風が上陸いたしましたして、一つが接近したという形で、今まではちょっと考えられない、想定外のような出来事といたしますか、あったと思います。ただ、想定外だからどうしようもできない、台風が来たらどうしようというわけではなくて、今後、来たら、どうしなければならぬというようなことも考えていかなければならないと思います。行政も、大規模災害が起きましたら、全て被災者をすぐに支援するというのはなかなか困難な場合もございます。ですから、現在、テレビ、ラジオ等、いろいろなこういう情報が流れてきますので、みずからできることですか、例えば非常の持ち出し品ですか、避難場所の確認ですか、昨年、遠軽町の防災ガイドマップというのを全戸に配付してございますので、こういうことを皆様方も一読なさった上で、何かあったらどこに行かなければならないというのを十分把握していただきたいというふうに思っておりますし、それに向けて行政としても広報活動を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後の、いつまでという形でございますけれども、今年度中いっぱいには多分かかると思いますけれども、同意書をいただきながら、できるだけ早いうちに、今考えているのは、大体2,000名の対象者がいらっしゃいますので、その方々と同意書をとる上で時間もかかると思いますので、できるだけ早いうち、今回のような災害がいつ来るかもわかりませんので、きちんと整理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願えればというふうに思います。

以上です。

《平成28年9月8日》

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） あと二つほど提案したいのですが、一つは、今言われたように、避難所マップ、各戸に配付されています、うちでも居間に張って見ているのですけれども、町内会の集まりで話聞くと、避難所をわかっていない人が結構いるのですよね。役員の方の中にもいましたし、それ以外の方ではほとんどわかっていないということなのです。まちとして、役場として、これだけ手を尽くしていろいろなことをやっているのだけれども、結構そのことが知られていないという現実があるように思うのです。それで、一つは、外国人や外来者もいます、よそのまちから来た人に対してもわかりやすいように、町内、遠軽地域、この市街地が必要だろうと思うのですけれども、それ以外のところでも、観光地であるところでは、避難所ということがわかるように、遠くからでもわかるように、建物の高いところに避難所という表示をしたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、その辺は検討したらいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 避難所につきましては、箇所といいますか、こういう設置はしてございますけれども、その建物に、ここが避難所というには、なかなかちょっとそこまではいっていない状況でございます。なかなか難しいことだと思いますけれども、まちのほうでも、防災関係について出前講座的なものでいろいろな形でお知らせ願いたいということも各自治会から来ておりますので、そういう関係につきましてはこちらのほうから出向きまして御説明をさせていただいておりますので、数人集まれば、そういう説明もできるような体制をしておりますので、ぜひそういうことも御利用した上で災害等に対応していただければというふうに思いますし、まちのほうでも、先ほど申し上げましたように、ガイドブックを配ればいい、それで終わりというわけではなくて、これをどう生かしていくかというのを含めて防災対策をきちんと整理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 集まりに来て説明していただくのは、それはもちろんやっていたらいいのですが、私は、遠軽にも結構外国人の方がおられるのではないかなと思うので、そういう人たちは避難所なんて恐らくわかっていないのではないかなと思うのですよね。だから、ぜひ遠くからでも見えるような形の表示がやっぱり必要ではないかなというふうに思いますし、検討してもらいたいと思います。

二つ目なのですが、これは関連することなのですが、日常的にも感じていたことなのです。町内の南町とか東町、あるいは何丁目とかというその表示が、遠軽の場合、大通にはありますよね、信号機にあります、住宅地に入ると、ないと思うのです。それで、その表示があればわかりやすいと。これは、よそから来た人もそうなのです。何町と言われても、遠軽、さっぱりわからんよねということもあります。そういうことも含めて、いざと

いうときの避難場所や避難ルートの明示にも使えるのではないかなということもありまして、住宅の壁だとか軒先だとか塀だとか、これは旭川あたりでも北見市あたりでも表示されていますよね、私も行って、非常に便利だなと思うのですが、遠軽町、小さいまちだから要らんよということになれば、それは住んでいる人にとっては要らんかもしれないけれども、よそから来た人にとってはわかりにくいところがあるので、ぜひそういう表示についても考えたほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤俊之君） 今言われたような形で、新しく転入された方ですとか、そこに訪ねてきた方にとってみれば、ここが何丁目何番地でわかっているのが一番いい姿というふうには理解しております。ただ、それをつける場所、個人の住宅に設置するのか、そういう立て看板的なもので設置するか、いろいろあると思いますので、その辺についてはちょっと研究をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解願えればと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 2点目については、以上で終わります。

3点目の期成会についてですが、一つだけ伺いたいと思います。いろいろ具体的な答弁をいただきましたけれども、加えて、新聞やテレビなどの報道によると、安全保障関連法に基づく駆け付け警護の訓練が8月25日から始まったとされています。違憲の、憲法違反の指摘が消えないし、隊員の安全確保も不透明なままだとも報道されています。これは皆さん御存じだと思うのですが、自衛隊員の命の危険性が増すことに、家族はもとより町民の中にも不安があります。このような状況の中で、先ほど答弁ありましたまちの公益、これに町民である自衛隊員の命を守るという考え方を存置活動に生かすことはできないのでしょうか。町長の見解を伺いたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 休憩。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 自衛隊員は、今の安全保障法制ですか、その関連で、命が危険にさらされるから、その自衛隊員は遠軽町民なので守るようなことをしたらどうだという質問だと思いますが、これにつきましては、自衛隊員はやっぱり国家公務員でありますから、それは当然国の中で駆け付け警護がどのように実際に、そういう状況になったときになるのか私どもではわかりませんが、そういった中で、やっぱり国としてしっかり自衛隊員の安全を確保しながら進めるのだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） もちろん国家公務員なのですが、町民でもあるのですよね。だから、職場というか、仕事は、任務が国家公務員であっても、町民であることに変わりはないのですから、町民の命の安全を守ってほしいという要求は当然なことだと思うのですけれども、その辺は違いますか。命がなくなることが、まちの公益、先ほど言われた、経済でも教育の場面でもと言われましたけれども、いろいろな面で、まちとしてもマイナス面が出てくるということは当然ですから、ぜひ自衛隊員の命の安全を守ってほしいという要求は当たり前だと思うのですけれども。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 命を失うという前提でお話をされておりますけれども、それについては先ほど申し上げましたが、国として、職員というのですか、隊員のそういうことも当然考えながらやるわけでありまして、もう一方では、やっぱり自衛隊としての責務、任務があるわけですから、そういったことも関連しながらやっぱり国で当たり前のようにこれはやると思っておりますので、まちとして、国にどうかこうせいという気持ちは私はありません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、岩澤議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

9月9日、12日及び13日の3日間は決算審査のため、9月10日及び11日は休日のため、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から13日までの5日間は、休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前	田	篤	秀		
署	名	議	員	岩	澤	武	征
署	名	議	員	石	井	裕	志